

議案第3号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

職員の育児休業等に関する条例（平成27年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) 職員の<u>定年等</u>に関する条例（平成27年条例第18号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>〔(3)～(5) 略〕</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p>〔(1) 同左〕</p> <p>(2) 職員の<u>定年</u>に関する条例（平成27年条例第18号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>〔(3)～(5) 同左〕</p>
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) 勤務日の<u>日数</u>を考慮して組合規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。<u>次条において同じ。</u>）</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第21条 〔同左〕</p> <p>〔(1) 同左〕</p> <p>(2) 勤務日の<u>日数及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して組合規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）</p>
<p>(<u>第1号部分休業の承認</u>)</p> <p>第22条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定す</u></p>	<p>(<u>部分休業の承認</u>)</p> <p>第22条 <u>部分休業の承認は、所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位と</u></p>

る部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成27年条例第20号）第11条の規定による生後満1年6月に達しない子を育てるための特別休暇（これに準ずる休暇として組合規則で定めるものを含む。以下「育児時間」という。）又は同条例第12条の2第1項の規定による介護時間（これに準ずる休暇として組合規則で定めるものを含む。以下「介護時間」という。）を与えられている職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間を与えられて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員の所定の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間に準ずる休暇として組合規則で定めるものを与えられている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇を与えられて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号
に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規

して行うものとする。

2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成27年条例第20号）第11条の規定による生後満1年6月に達しない子を育てるための特別休暇（これに準ずる休暇として組合規則で定めるものを含む。以下「育児時間」という。）又は同条例第12条の2第1項の規定による介護時間（これに準ずる休暇として組合規則で定めるものを含む。以下「介護時間」という。）を与えられている職員（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間を与えられて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員の所定の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間に準ずる休暇として組合規則で定めるものを与えられている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇を与えられて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

[新設]

定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間
分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例 [新設]
で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号 [新設]
の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日
1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得

た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例 [新設]

で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第23条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(平成27年条例第29号)第10条第1項、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成27年条例第30号)第18条、一般職の非常勤職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第2号)第8条の規定にかかわらず、その勤務しない1日又は1時間につき、勤務1日又は1時間当たりの給料又は報酬の額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第24条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第23条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(平成27年条例第29号)第10条第1項、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成27年条例第30号)第18条、一般職の非常勤職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第2号)第8条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料又は報酬の額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第24条 第16条の規定は、部分休業について準用する。

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の育児休業等に関する条例の規定は、令和7年10月1日から適用する。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲において、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第22条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

令和8年2月5日提出

大阪広域環境施設組合管理者職務代理者

大阪広域環境施設組合副管理者 山本桂右

説 明

1年につき1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しない形態の部分休業の請求に関し必要な事項を定め、部分休業の取得時間帯の制限を廃止するとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。